

2017年10月3日

各 位

株式会社 東京証券取引所  
情報サービス部長 西向 一浩**新規申請に係るLEI指定手数料改定（値下げ）のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、弊社の LEI (Legal Entity Identifier : 取引主体識別コード) 指定業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社の LEI 指定業務は、2014 年 8 月の業務開始から 3 年が経過いたしました。LEI は、リーマンショック等を受けて、2012 年に G20 や金融安定理事会により金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的からその導入の方針が決定され、その後欧米の規制当局を中心にその利用が進展・拡大しております。

欧州では、2017 年 11 月 1 日に欧州市場インフラ規制 (EMIR) が施行され、OTC デリバティブ取引を行う場合、LEI の報告が義務付けられます。また、LEI の国際機関 GLEIF (Global LEI Foundation) によれば、金融商品全般について、「欧州連合の第 2 次金融商品市場指令 (MiFID II) と金融商品市場規則 (MiFIR) は、2018 年 1 月 3 日に施行が予定されており、欧州連合内で実行される取引の全参加者、つまり投資会社、その顧客、売買される商品の発行体に対して、報告義務を履行する際に LEI を求める方針」です。

つきましては、LEI の新規申請を促進する観点から、以下のとおり「新規申請に係る LEI 指定手数料」をこのたび改定（値下げ）することとしましたのでお知らせいたします。なお、「年次更新に係るデータ更新料」は従前のとおりとさせていただきます。

**【改定内容】**

2017 年 9 月 1 日以降の新規指定について、改定後の LEI 指定手数料を適用します。

	改定前	改定後
新規申請に係る LEI 指定手数料	1 件につき 20,000 円(税抜き)	1 件につき 12,000 円(税抜き)

さらなる顧客サービスの充実に努めて参る所存でございます。今後ともご愛顧賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

敬具